

志布志市農業集落排水事業經營戰略

令和6年度－令和15年度

令和6年3月

志布志市市民環境課

目次

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ	1
1. 経営戦略の策定趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 農業集落排水事業の現状と課題	4
1. 事業の概要.....	4
2. 農業集落排水普及率と水洗化の状況.....	6
3. 管路や施設の状況.....	9
4. 使用料の状況.....	12
5. 繰入金の状況.....	13
6. 農業集落排水事業の財源構造.....	14
7. 組織の状況.....	16
8. 経営の状況.....	18
第3章 経営の基本理念と基本方針	23
1. 基本理念と基本方針	23
第4章 農業集落排水事業の効率化・健全化への取り組み	25
1. 投資計画	25
2. 財政計画	28
3. その他の取り組みの内容.....	31
第5章 投資・財政計画	33
1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成	33
2. 農業集落排水事業の投資財政計画	34
第6章 経営戦略の事後検証・更新等	41
1. 経営戦略目標.....	41
2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法.....	42
第7章 用語集	43

※本稿での年表記の取り扱いについては、和暦表記で記載しております。

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

1. 経営戦略の策定趣旨

本市の農業集落排水事業は、平成7年に供用を開始しました。以来、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に貢献してきました。

一方で、人口減少等を背景とした農業集落排水使用料収入の減少が避けられない中、今後、農業集落排水施設及び管渠の老朽化が進んでいきます。こうした施設や管渠は近い将来、順次更新が必要な時期が到来することに加え大規模災害に備えた対策など、健全な水環境を守るために、今後多大な費用が必要となることが想定され、本市を取り巻く環境はより一層厳しくなることが見込まれます。

また、より適切な資産管理、経営状況の把握を行うために、令和5年度からは農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、複式簿記による経営を行っています。

このような状況に対応し、農業集落排水施設や管渠の計画的な更新を進め、施設や管渠の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど、経営基盤強化のための取り組みを一層推進するとともに、投資費用の合理化を踏まえ、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要です。

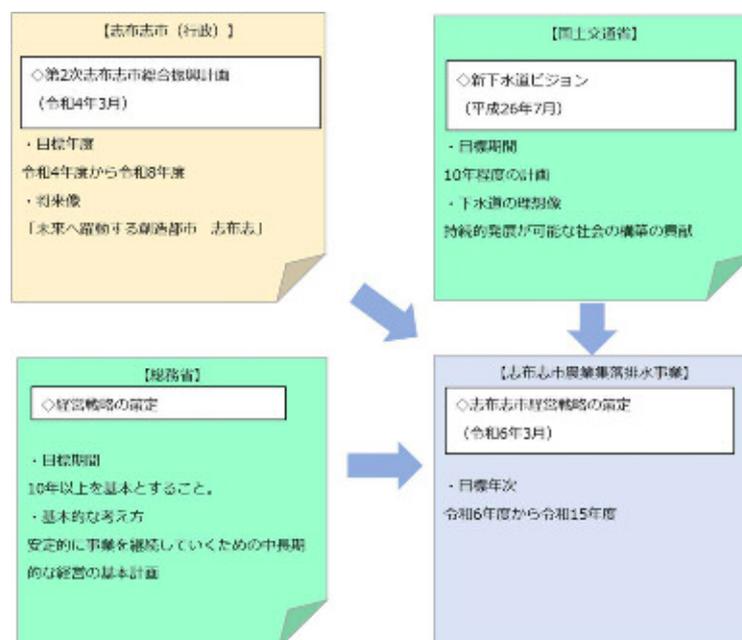
こうした状況を踏まえ、本市の農業集落排水事業の経営を見つめ直し、理想像として掲げている「自然や風土と共生する安心で豊かなまち」の実現に向けて、中長期的な経営の基本計画である「志布志市農業集落排水事業経営戦略」を策定しました。

2. 位置づけ

人口減少等に伴う使用料収入の減少や、管路及び施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等、全国的に下水道事業の経営環境は一層厳しさを増しています。本経営戦略は、平成26年8月総務省通知（総財公第107号、総財第73号、総財準第83号）で公表された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で策定が要請された経営戦略として位置づけるものです。

今後、将来にわたって持続的・安定的な農業集落排水事業を継続していくため、新たに「志布志市農業集落排水事業経営戦略」として策定しました。なお、本市の農業集落排水事業は、令和5年度より地方公営企業法の適用を受け、地方公営企業に移行しています。これにより農業集落排水事業の損益状況・資産状況を明確にし、経営状況が具体的に把握できるようになりました。

同戦略は、本市が令和4年3月に策定した「第2次志布志市総合振興計画後期基本計画」との整合性を図りながら、同計画に掲げられた施策目標を達成するため、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を意識しながら具体的指針として示すものです。今後の農業集落排水事業の最上位計画として、農業集落排水事業における主要施策や予算に反映することとします。



図表 1-1 志布志市農業集落排水事業経営戦略の位置づけ

3. 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間

「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、令和6年度から令和15年度までの10年間を本計画の計画期間とします。

第2章 農業集落排水事業の現状と課題

1. 事業の概要

(令和5年3月31日現在)

供用開始年月日	平成7年4月1日
法適用（全部・財務）・法非適用の区分※	法適用（財務）
処理区域面積	469ha
処理区域内人口（農業集落排水処理人口）	5,695人
処理区域内人口密度	12.0人/ha
処理区数	1
処理場数	4
行政区域面積	28,947ha
全体計画面積	469ha
全体計画人口	9,270人
普及率	19.1%
水洗化人口	3,834人
流域下水道等への接続の有無	無

※法適用：地方公営企業法の規定を適用する企業

法非適用：地方公営企業法の規定を適用しない企業

※令和5年度から地方公営企業法を適用しています

図表 2-1 農業集落排水事業

(1) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農林水産省の所管の事業で、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等进行处理するために地方公共団体が管理する施設です。本市は、松山農業集落排水処理施設（松山地区クリーンセンター）、野井倉農業集落排水処理施設（野井倉地区浄化センター）、通山農業集落排水処理施設（通山地区浄化センター）、蓬原農業集落排水処理施設（蓬原地区浄化センター）の4箇所で処理しています。

年度	内容
平成7年4月	野井倉地区浄化センター供用開始
平成9年7月	松山地区クリーンセンター供用開始
平成10年4月	通山地区浄化センター供用開始
平成15年3月	蓬原地区浄化センター供用開始

図表 2-2 農業集落排水事業のあゆみ

2. 農業集落排水普及率と水洗化の状況

(1) 行政区域内人口と汚水処理人口

本市の総人口は、「志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に記載されているとおり、昭和60年度から平成17年度までは3万5千人程度で安定して推移していましたが、平成22年度は33,034人、平成27年度は31,479人と減少傾向に転じています。そのため、将来においても少子高齢化により、本市の総人口は減少していくことが見込まれます。

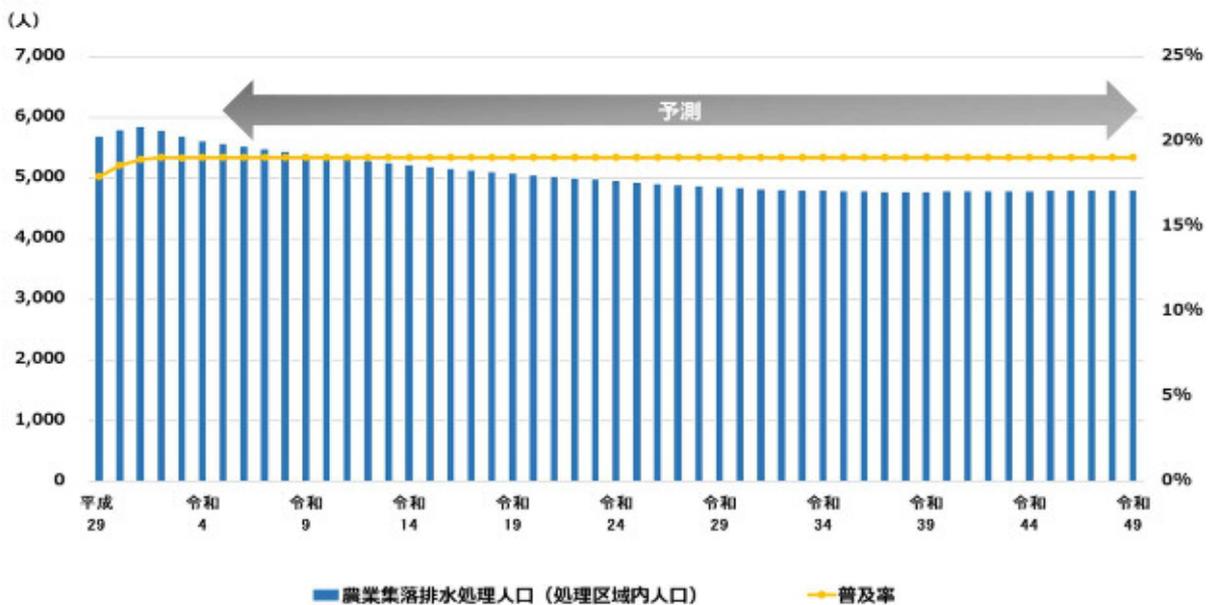


図表 2-3 志布志市の人口推移

農業集落排水事業の農業集落排水処理人口は平成 29 年度の 5,692 人から令和 4 年度には 5,615 人と 1.4%減少しています。

また、総人口の減少を加味し、現状の農業集落排水普及率 19.1%で一定とした場合、将来の農業集落排水処理人口は、令和 10 年度には 5,365 人、令和 20 年度には 5,058 人、令和 30 年度時点には 4,846 人と令和 4 年度に比べ約 760 人の減少が見込まれます。なお、農業集落排水事業の普及率のみに着目すると普及率は非常に低い水準ですが、合併浄化槽の接続を加味すると普及率は約 75%という状況です。

なお、投資・財政計画シミュレーションにおいては、「志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づきながら、令和 4 年度までの人口動向などを考慮して推計しています。また、普及率については令和 4 年度の実績を据え置きにしています。



図表 2-4 農業集落排水処理人口の実績と見通し

《関連指標の推移》

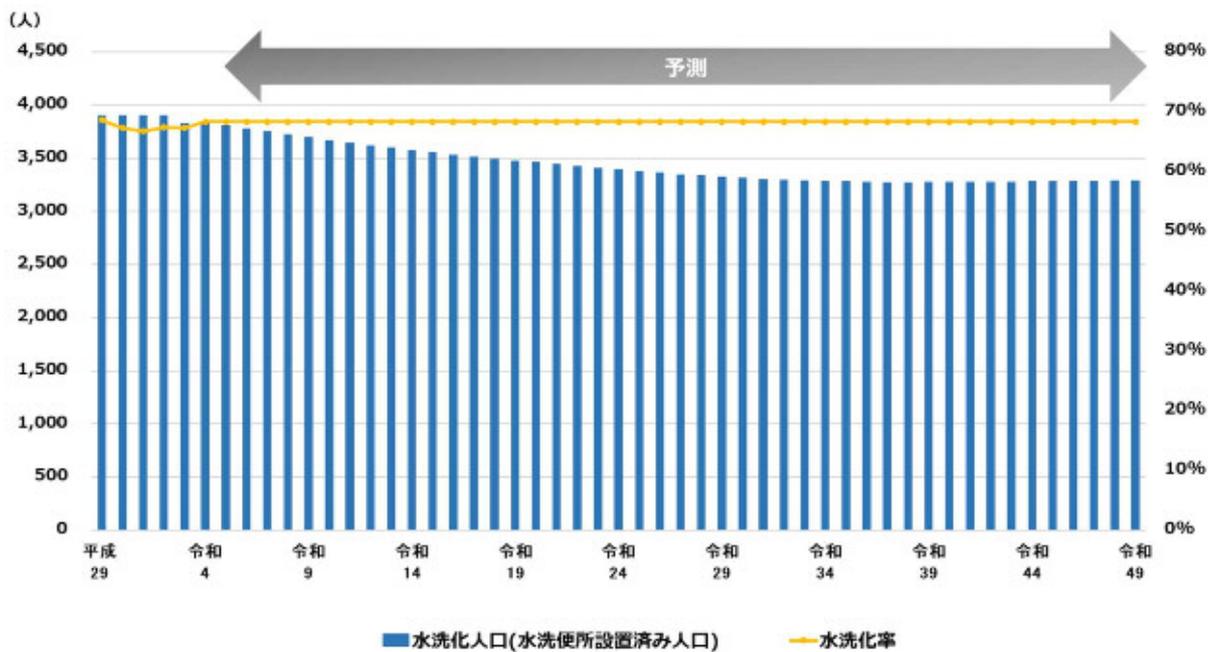
指標	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	用語説明 (算式)
普及率 (%)	18.6	19.0	19.1	19.1	19.1	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。農業集落排水がどれだけ普及しているかを示す指標

(2) 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

本市の農業集落排水事業における水洗化人口は、平成29年度の3,909人から令和4年度には3,839人と1.8%減少しています。

水洗化率については平成29年度から令和4年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

過年度の実績から、将来において水洗化率が横ばいとなることを見込まれる一方で、人口の減少に伴い水洗化人口も減少し、令和10年度には3,674人、令和20年度には3,464人、令和30年度時点には3,319人と令和4年度に比べ約500人の減少が見込まれます。



図表 2-5 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

《関連指標の推移》

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	用語説明(算式)
水洗化率(%)	67.3	66.8	67.4	67.3	68.4	算式：水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口 農業集落排水が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が農業集落排水に接続し、実際に利用しているかを示す指標

3. 管路や施設の状況

(1) 管路の状況

令和4年度末時点での本市内の管渠延長は約92kmであり、汚水管となっております。本市の農業集落排水事業は平成7年4月から供用開始しており、現時点で本格的な更新投資が必要なわけではありませんが、今後を見越して計画的に最適整備構想事業などの老朽化対策を進める必要があります。

センター名	管路延長(km)
野井倉地区浄化センター	12
松山地区クリーンセンター	20
通山地区浄化センター	27
蓬原地区浄化センター	33

図表 2-6 各センターの管路延長

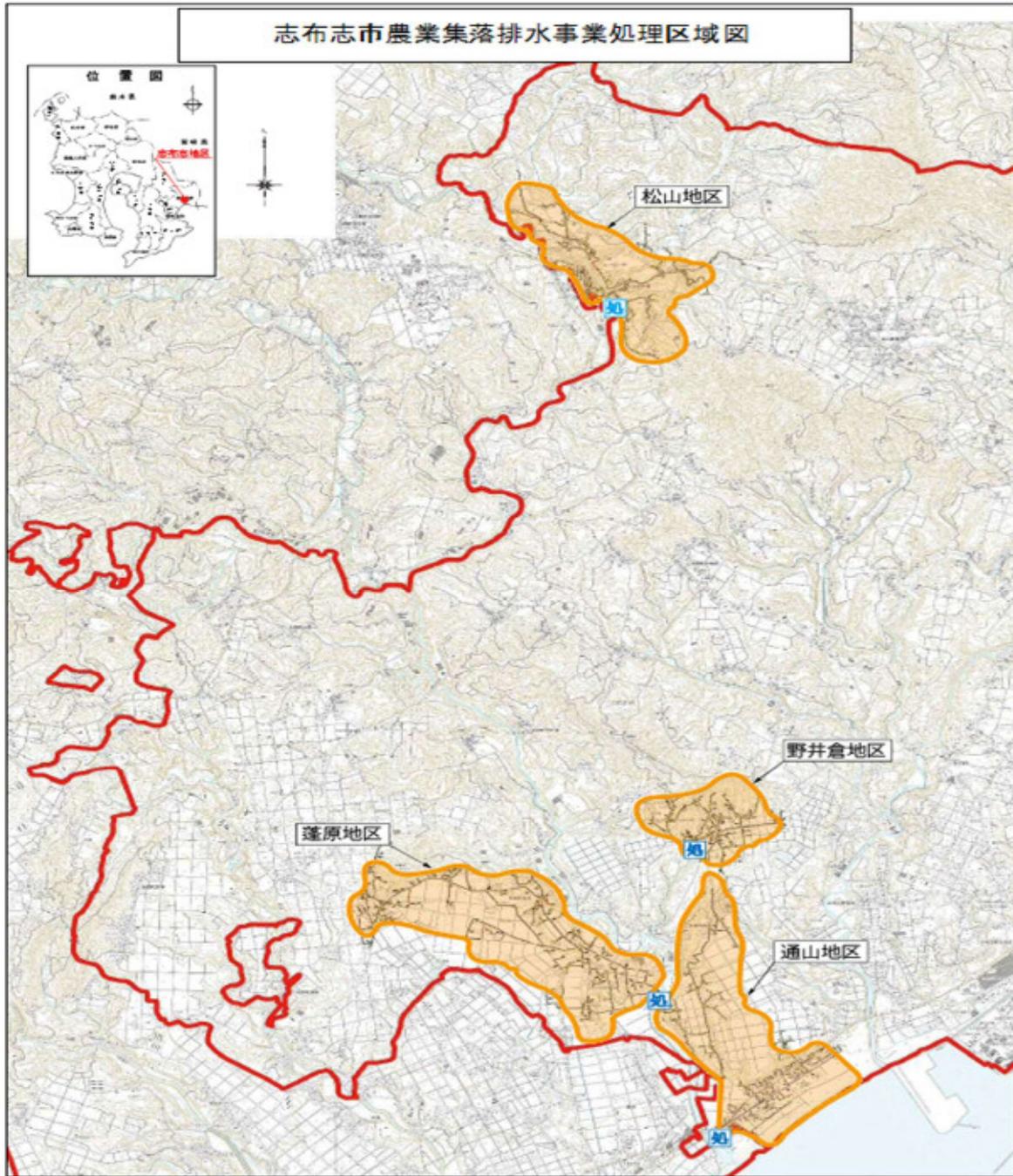
《関連指標の推移》

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	用語説明 (算式)
管渠老朽化率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	算式：法定耐用年数を経過した管渠延長 ÷ 下水道布設延長 下水道布設延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを示す指標であり、管渠の老朽化度合を表したものの

管路については、耐用年数未到来であることなどから管渠老朽化率は未だ0.0%です。しかし、供用開始から既に27年経過していることもあり、今後は老朽化した管路が増加していくため、計画的に管路を改善していく必要があります。

(2) 農業集落排水施設の状況

本市農業集落排水事業における供用開始区域は以下のとおりです。



図表 2-7 農業集落排水事業処理区域

(3) 管路や施設の見通し

本市では、公共インフラや施設等の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理が必要となっています。「第2次志布志市総合振興計画後期基本計画」に基づき、今後は厳しい財政状況を踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

4. 使用料の状況

(1) 現在の農業集落排水使用料体系

本市の使用料体系は図表 2-8 のとおりです。

消費税の改定を伴うものを除き使用料の改定は行っていません。

(税込み)

区分	一般家庭	業務料金	備考
世帯割	1,870 円		1,870 円 + (440 円 × 人数)
員数割	440 円		一般家庭使用料金
業務 A		55,000 円	市役所・固定従業員 70 人以上他
業務 B		33,000 円	固定従業員 50～70 人未満他
業務 C		16,500 円	学校・固定従業員 30～50 人未満他
業務 D		5,500 円	商工会館・10～30 人未満他
業務 E		2,200 円	飲食店・美容室・クリーニング店他
業務 F		1,100 円	集会施設・来客用便所がない施設

図表 2-8 農業集落排水使用料

(2) 農業集落排水使用料についての考え方

下水道施設を管理運営するための費用には、雨水処理費と汚水処理費があります。雨水処理費は自然現象が原因であり、雨水処理によって街が浸水から守られるという便益は、一般市民全体に及ぶことから税金（公費）で負担するものとされています。一方、汚水処理費は下水道使用者の排水が原因であり、汚水処理による便益は下水道使用者が直接受けることになるため、下水道使用料（私費）で負担するものとされています。これを雨水公費・汚水私費の原則といいます。

本市の農業集落排水事業では雨水処理は実施していません。そのため、農業集落排水の使用料については汚水処理原価を基本的に算出根拠としています。今後もこの方針に則り、使用料の算出を行っていきます。

5. 繰入金の状況

農業集落排水事業で発生する費用は農業集落排水の使用料だけでなく、公費、すなわち一般会計からの繰入金でも賄われています。繰入金の種類は大きく2つに区別することができ、総務省が定める基準に合致したものを「基準内繰入金」、それ以外を「基準外繰入金」といいます。

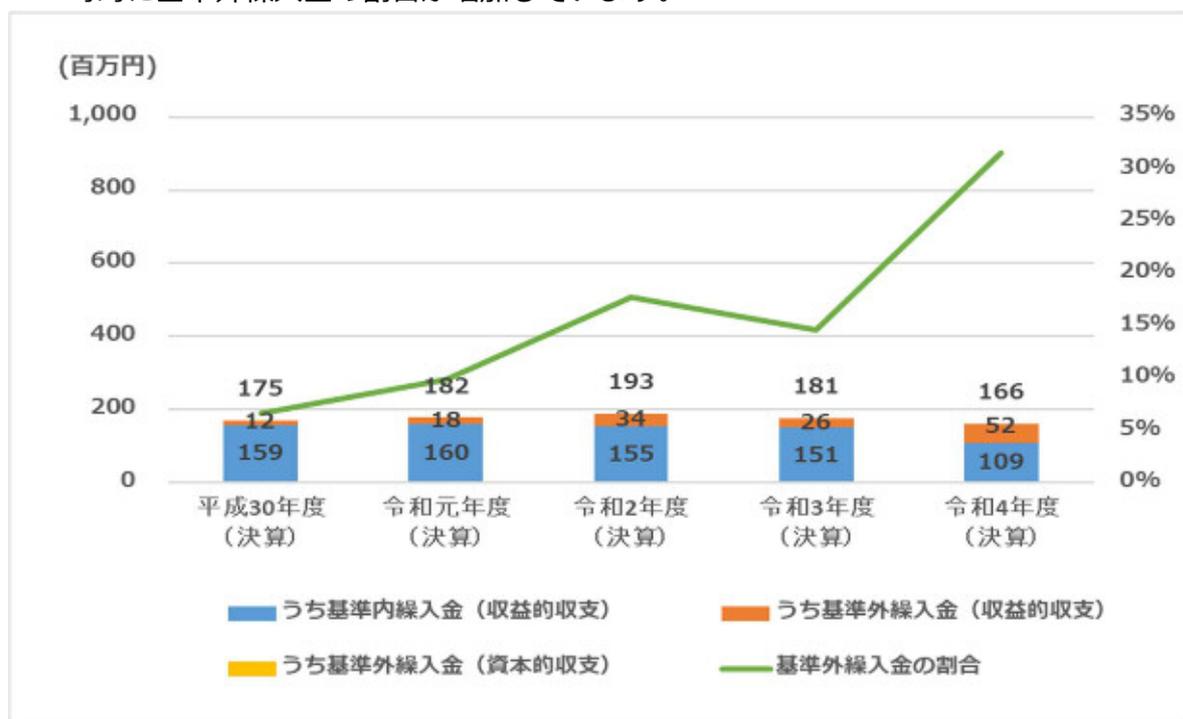
◆基準内・基準外繰入金

基準内繰入金：総務省からの公営企業に対する繰出基準に合致する、概ね以下のような経費に対する繰入金

- ① その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
(例えば、分流式下水道等に要する経費等)

基準外繰入金：総務省からの公営企業に対する繰出基準に合致しない経費に対する、例外的な繰入金（例えば、使用料や水洗化率の水準が低く経費を回収しきれない場合、適切な企業債の借入れをしなかった場合等に発生します）

本市の一般会計からの繰入金は、毎年一定の水準で推移しています。なお、令和4年度は資本費に充当する基準内繰入金が増加した一方、繰入金全体の金額は変動がないため、一時的に基準外繰入金の割合が増加しています。



図表 2-9 繰入金の推移

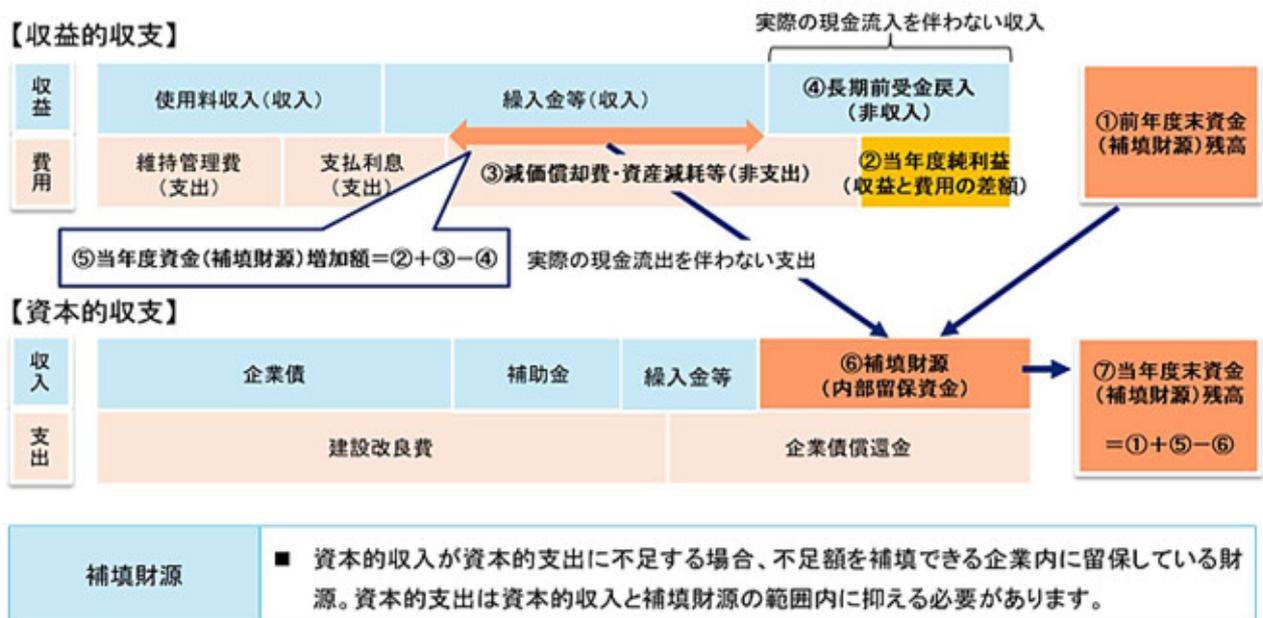
6. 農業集落排水事業の財源構造

地方公営企業会計においては、様々な収入と支出を大きく2つに区分しており、ひとつは、日々の事業運営等に関する収支である収益的収支、もうひとつは施設の整備・更新等に関する収支である資本的収支となります。

収益的収支	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の運転・管理などの事業運営に関する収支を言います。 <p>主な収入科目：使用料収入、繰入金、長期前受金戻入</p> <p>主な支出科目：維持管理費、減価償却費、支払利息</p>
資本的収支	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の整備・更新等に関する収支を言います。 <p>主な収入科目：企業債、繰入金、国・県補助金</p> <p>主な支出科目：建設改良費、企業債償還金</p>

図表 2-10 収益的収支と資本的収支の主な内容

農業集落排水事業は、管路や施設を整備して事業を行うという特性から、毎年度、建設改良費とともに過年度の企業債の償還が発生するため、資本的収入が資本的支出に不足することが通常です。このため、前年度末までの内部留保資金と当年度の収益的収支での増加資金を資本的支出の補填財源として使用する財源構造となっています。



図表 2-11 地方公営企業における財源構造の概要

本市における農業集落排水事業の財源構造（令和5年度）は以下のとおりです。なお、令和5年度から地方公営企業法を適用しており、令和5年度の数值は決算見込みの金額を表示しています。

収益的収支において当年度純利益を計上していますが、当年度純利益の大半は基準外繰入金 50.0 百万円の影響となっています。また、資本的収支が不足する金額については補填財源で賄っている構造となっています。

【収益的収支(税抜)】

(単位:百万円)

収益	使用料収入 66.5		長期前受金戻入 73.1	その他 5.6	繰入金 (基準内) 57.9	繰入金 (基準外) 50.0
	維持管理費等 98.7	支払利息 15.1	減価償却費 130.4		その他 0.6	当年度純利益 8.4

【資本的収支(税込)】

(単位:百万円)

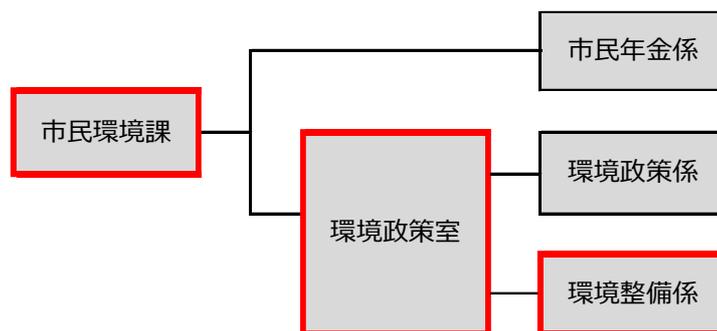
収入	企業債 61.5	国庫補助金 18.4	繰入金 (基準内) 2.1	補填財源 65.0
支出	建設改良費 32.0	企業債償還金 166.7		

図表 2-12 本市農業集落排水事業における財源構造の状況（令和5年度）

7. 組織の状況

(1) 組織の状況

農業集落排水事業における組織体制及び各課における担当の主な業務は以下のとおりです。



※ …農業集落排水事業の担当

図表 2-13 組織図（令和5年3月現在）

課名	担当名	主な事務分掌
市民環境課	環境整備係	・農業集落排水事業の計画、設計及び施工並びに施工済下水路及び排水施設の維持管理に関する事、農業集落排水に係る決算統計、起債事務、排水設備工事及び加入指導・相談に関する事

図表 2-14 主な事務分掌

(2) 職員の状況

本市の農業集落排水事業に従事する職員は令和4年度では3名であり、職種は事務職員のみとなっています。

各年度 3月31日時点	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
事務職員数	3	3	3	3	3
技術職員数	-	-	-	-	-
合計	3	3	3	3	3

図表 2-15 職員数の年度別推移

(令和5年3月31日時点)

(単位：人)

年 齢	事務職員	技術職員	合計
25歳未満	-	-	-
25～29歳	-	-	-
30～34歳	-	-	-
35～39歳	-	-	-
40～44歳	1	-	1
45～49歳	1	-	1
50～54歳	-	-	-
55歳以上	1	-	1
合計	3	-	3

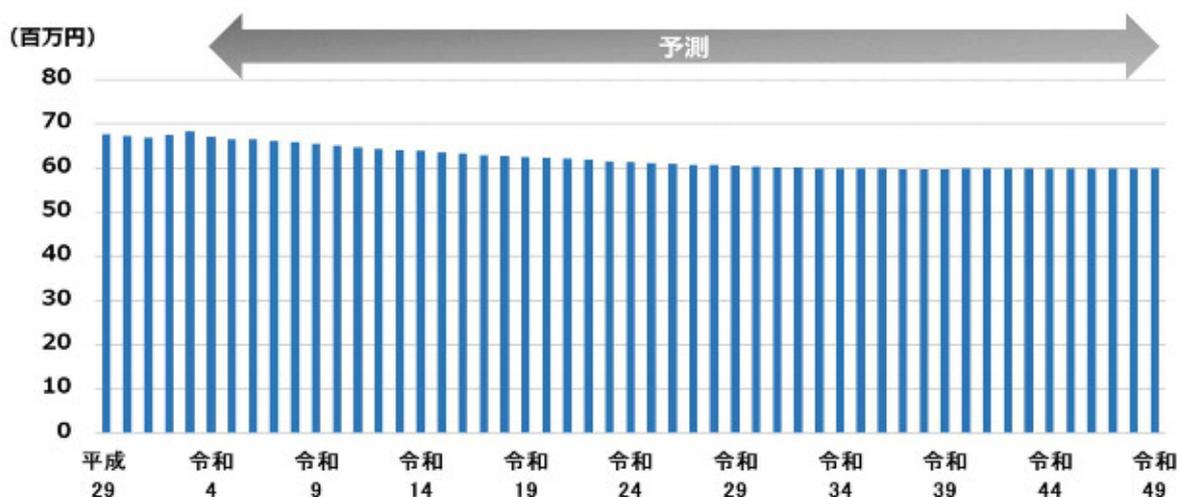
図表 2-16 職員年齢構成

8. 経営の状況

(1) 農業集落排水使用料の状況

令和4年度の農業集落排水使用料（税抜）は、67百万円でした。

将来の人口減少に加え、節水器具の普及等に伴い排水量が減っていくことで、将来的には農業集落排水使用料の減少が見込まれます。



図表 2-17 農業集落排水使用料の実績と見通し

※令和4年度までは実績値、令和5年度は予算値、令和6年度以降は予測値としています。
 ※将来の農業集落排水使用料は第2章2(2)水洗化人口と水洗化率の実績と見通し(P8)にて予測される各年度の水洗化人口に直近の使用料単価を乗じて算定しています。

《関連指標の推移》

指標	令和3年度	令和4年度	用語説明 (算式)
収益的収支比率 (%)	83.8	99.5	算式：総収益 / (総費用 + 地方債償還金) 使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているのかを示す指標で、高い方がよい。
使用料単価 (円)	146.4	134.1	算式：使用料収入 ÷ 有収水量 使用料収入を有収水量で除したもの。有収水量 1 m ³ 当たりの使用料単価を示す指標で、高い方がよい。

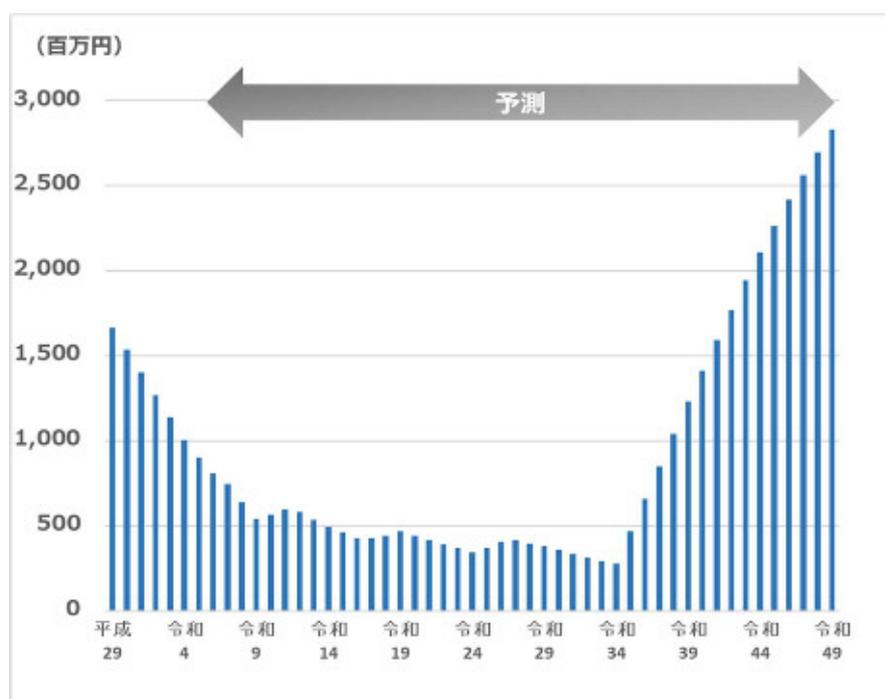
※法非適用の数値を記載しています。

収益的収支比率は 100%を下回っており、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取り組みが必要になります。

また、使用料単価は国が示している現時点における使用料の目安の単価 150 円に対し、下回っています。

(2) 企業債残高の推移

企業債残高は、平成 29 年度から令和 4 年度までの間で、約 6.5 億円減少（約 16.6 億円から約 10.1 億円に減少）しています。近年では施設整備のための企業債発行額よりも償還額の方が大きく、企業債残高は減少する傾向にあります。今後も老朽化対策であるストックマネジメント事業を推進していくことにより、施設の使用期間を延長し更新時期を遅らせ、令和 34 年頃までは企業債残高は減少していく見込みです。令和 35 年以降は最適整備構想の対象以外の更新投資が発生することから建設改良費の財源である企業債残高も増加していく見込みですが、最適整備構想事業等の進捗状況や経営状況を注視しながら企業債の発行水準を検討していきます。



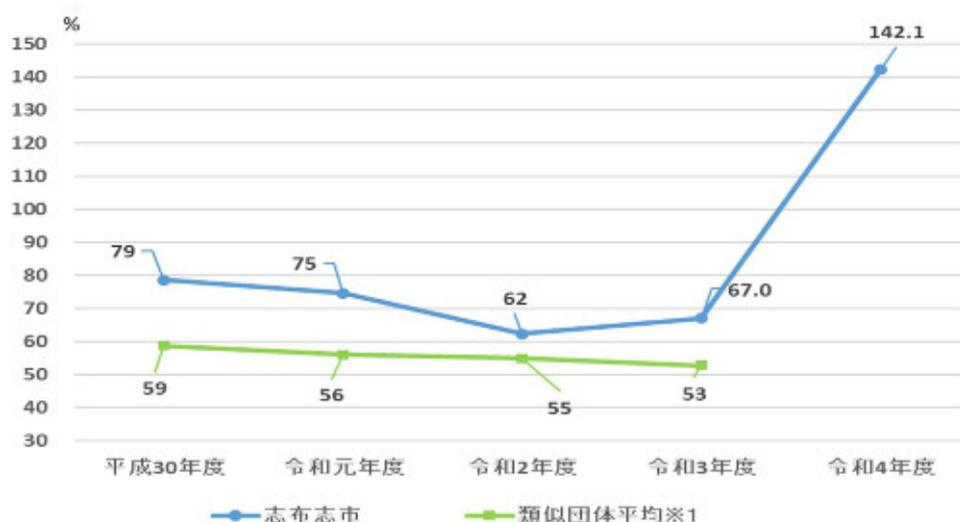
図表 2-18 企業債残高の推移

《関連指標の推移》

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	用語説明 (算式)
企業債残高 対事業規模比率 (%)	14.7	9.5	算式： 企業債残高(一般会計負担分を除く)÷営業収益(受託工事収益及び 雨水処理負担金を除く) 使用料収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを示す指標

(3) 経費回収率の推移

経費回収率は、類似団体の平均値と比較するとやや高い水準にあります。なお、令和4年度は地方公営企業法の適用前年度のため、一部の費用が令和4年度決算に反映されていないことから100%以上となっていますが、令和3年度以前は100%を下回っています。これは使用料で回収すべき経費を使用料で賄えていない状況を表しています。今後100%以上を実現するために、可能な限り経費削減に努め、効率的な経営を行う必要があります。



図表 2-19 経費回収率の推移

◀関連指標の推移▶

指標	令和3年度	令和4年度	用語説明 (算式)
経費回収率 (%)	67.0	142.1	算式： 使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く) 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則
汚水処理原価 (円)	198.5	85.9	算式： 汚水処理費用(公費負担分を除く)÷有収水量 汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1㎡当たりどれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを示す指標で、低い方がよい。

※ 類似団体平均 (※1)

類似団体の対象は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 F2 のうち下記の 14 団体

- ・現在処理区域内人口 4,000 人以上 6,000 人以下
- ・処理区域内人口密度 5~20 人/ha
- ・流域下水道接続 単独処理

(4) 類似団体と比較した経営状況

(財務の状況)

『財務の状況』を示す指標では、「経営の健全性（収益的収支比率）」は、類似団体平均より良好となっています。また、「繰入金の依存度（繰入金対使用料割合）」は 236.4%と類似団体平均に比べて繰入金の依存度が低いいため健全であると言えます。

「経営の効率性（経費回収率）」については、類似団体平均値と比較すると上回っています。

なお、「債務の状況（企業債残高対事業規模比率）」については、企業債残高のうち一般会計負担分が 99%と一般会計が負担する割合が高いため、企業債残高対事業規模比率は類似団体平均より低い水準にあります。

(管路及び施設の状況)

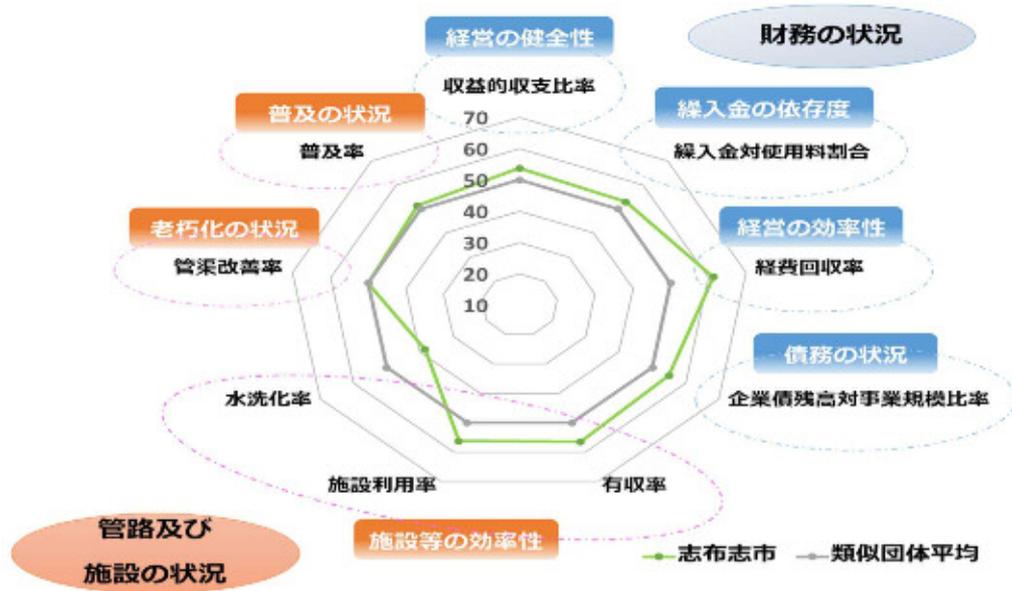
『施設の状況』を示す指標では、「施設等の効率性」を示す指標のうち、「有収率」・「施設利用率」は類似団体平均より高く、効率的な経営が行われています。「水洗化率」は、類似団体平均に比べ低い水準にあります。

「管渠改善率」について、本市では供用開始の平成 7 年度から令和 4 年度まで 27 年しか経過していないため、改善が必要な管渠は発生していませんが、将来の更新に備える必要があります。

「普及率」は類似団体平均より高い水準にあります。なお、浄化槽と合わせると本市の普及率は約 75%となります。

(まとめ)

- ・『財務の状況』を示す指標では、「収益的収支比率」は類似団体平均を上回っています。
- ・「繰入金対使用料割合」は類似団体平均を下回っておりますが、使用料以上に繰入金を投入している状況であるため、注意が必要です。
- ・「経費回収率」は類似団体平均値と比較すると上回っています。
- ・『施設の状況』を示す指標では、「有収率」、「施設利用率」が類似団体平均を上回っています。
- ・本市の場合、供用開始が比較的最近であることから、現状では更新投資の必要性はそこまで高くありませんが、今後、管渠の老朽化が進むにつれ、更新投資の必要性が高まっていくことが想定されます。



図表 2-20 経営指標の他団体比較 (レーダーチャート)

※1:令和3年度決算数値での比較を実施しています。

※2:グラフは標準偏差方式であり、外側にいくほど良好な数値を示しています。

※3:類似団体比較の対象は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 F2 のうち下記の 14 団体

- ・ 現在処理区域内人口 4,000 人以上 6,000 人以下
- ・ 処理区域内人口密度 5~20 人/ha
- ・ 流域下水道接続 単独処理

		経営指標		志布志市	類似団体平均	数値の見方
財務の状況	収益的収支比率	%	経営の健全性	83.8%	76.7%	▲
	繰入金対使用料割合	%	繰入金の依存度	236.4%	278.1%	▼
	経費回収率	%	経営の効率性	73.7%	52.8%	▲
	企業債残高対事業規模比率	%	債務の状況	14.7%	268.7%	▼
施設の状況	有収率	%	施設の効率性	100.0%	94.8%	▲
	施設利用率	%	施設の効率性	53.7%	46.5%	▲
	水洗化率	%	施設の効率性	67.3%	79.0%	▲
	管渠改善率	%	老朽化の状況	0.0%	0.0%	▲
	普及率	%	普及の状況	19.1%	16.1%	▲

(▲ : 数値が高い方が良好、▼ : 数値が低い方が良好)

図表 2-21 経営指標の他団体比較

第3章 経営の基本理念と基本方針

1. 基本理念と基本方針

「第2次志布志市総合振興計画後期基本計画」において「自然や風土と共生する安心で豊かなまち」を基本目標の一つとし、その中で、施策「生活排水の適正な処理の推進」を掲げており、「適正処理のための施設の整備」を主な取組の一つとしています。

農業集落排水事業は、農業集落排水水域における保全を支え、快適な生活環境を形成するための重要なライフラインであることを踏まえ、本市の農業集落排水事業経営に係る基本理念及び基本方針を以下のように定めます。また、本戦略では、SDGsの理念を意識しながら取り組むために、基本理念とSDGsとの関連付けを行いました。

基本理念

本市におけるし尿及び生活雑排水は、一部農業集落排水事業及び合併処理浄化槽で処理されていますが、未処理のまま水路あるいは、河川等に排出されている地域も残っており、河川及び海域等の水質汚濁が懸念されています。

こうした現状を踏まえ、生活排水を適切に処理することが重要な課題となっており、将来にわたって良好な状態で保全する責任は重大です。

このようなことから、市民に対し生活排水対策の必要性についての啓発を行い、自然環境に対する住民意識を高めると同時にあらゆる施策を講じ「とりもどそう きれいな水とふるさと」を基本理念として生活排水処理施設の整備を進めるものです。



【水・衛生】

すべての人々の水と衛生へのアクセスを確保する



【海の豊かさ】

海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

基 本 方 針

(1) 農業集落排水整備事業の推進

近年の自然災害に対応するために管渠・施設等の耐震化、耐水化事業を適切に推進していく必要があります。そのためにも投資費用の平準化を図りつつ、農業集落排水使用料、国庫補助金及び一般会計繰入金などの財源の確保・適正化を図りながら事業の整備率の向上に努めていきます。

(2) 管路や施設の更新

農業集落排水サービスを将来にわたり安定して提供していくためには、管路や施設の汚水処理としての機能を維持していくことが必要となるため、「第2次志布志市総合振興計画後期基本計画」や「志布志市農業集落排水施設最適整備構想」に基づく管路や施設の計画的な点検・調査及び改築・修繕を実施していきます。

(3) 農業集落排水事業の経営基盤の強化

将来にわたり、安定した農業集落排水サービスを提供し、サービスの水準を維持しつつ向上に努めていくため、農業集落排水事業経営の健全化を目指し、汚水処理及び業務の効率化、財源の適正化を図っていきます。

第4章 農業集落排水事業の効率化・健全化への取り組み

1. 投資計画

(1) 令和15年度までの投資目標

【重要な投資目標】

・平成27年度に策定した志布志市農業集落排水施設最適整備構想を基に農業集落排水施設の長寿命化を図る。

第2章1.(1) 農業集落排水事業(P5)にも記載した通り、本市は、松山農業集落排水処理施設(松山地区クリーンセンター)、野井倉農業集落排水処理施設(野井倉地区浄化センター)、通山農業集落排水処理施設(通山地区浄化センター)、蓬原農業集落排水処理施設(蓬原地区浄化センター)の4箇所で処理を行っています。いずれの施設も耐震化が未了となっているため、今後10年間においてこれらの施設の耐震化を進めます。

(2) 投資の基本方針

施設・管渠の劣化状況を定期点検等により把握し、適宜、補修を行って維持管理を行います。また、施設・管渠の更新を計画的・効率的に進めるとともに、更新時には耐震性や維持管理効率の向上を図ります。

(3) 計画期間内に実施する投資計画

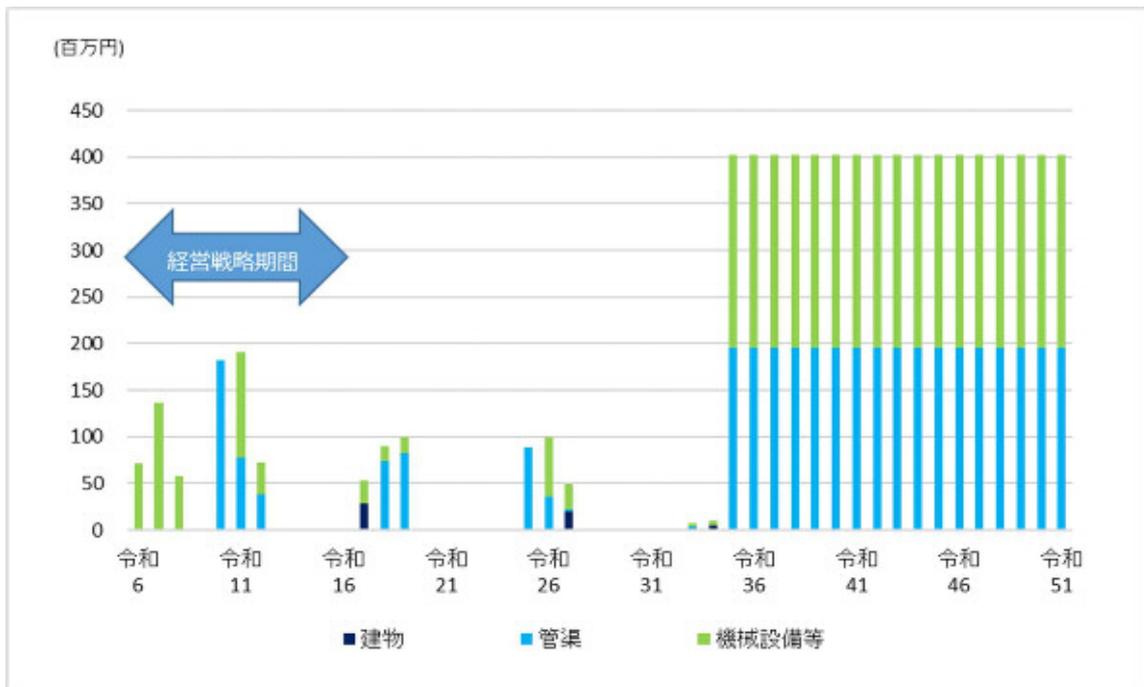
上述の投資の基本方針を受け、今後計画期間内に実施を予定している主な投資計画は以下のとおりです。

- ① 機能強化事業(令和5年度～令和7年度)
- ② 最適整備構想事業(令和8年度～令和36年度)

新規投資については、上記①の計画に基づき算定しています。

更新投資については、上記②の計画及び固定資産台帳の情報から見込まれる更新投資額をもとに、上記①の計画との整合性を加味して算定しています。固定資産台帳の情報から見込まれる更新投資額については、保有する固定資産が使用可能期間を経過した時点で、当該固定資産の取得価額と同額の更新投資が行われるという仮定に基づき算定をしています。使用可能期間については固定資産台帳上で設定された耐用年数到来時に更新を行う場合と耐用年数の1.5倍の期間を経過した時点で更新投資を行う場合を検討した結果、最適整備構想事業を推進していくこと等による実際に使用できる期間を考慮し、耐用年数の1.5倍の期間を経過した時点で更新投資が行われるシミュレーションを採用しています。また、単年度事業費が過大にならないように、主に耐用年数を延長した期間で事業費の平準化を行っています。

また、令和34年頃から、最適整備構想の対象以外の更新投資が発生することから建設改良費が多額となる見込みですが、最適整備構想事業等の進捗状況や経営状況を注視しながら今後検討していく必要があります。



図表 4-1 今後の投資予定額

(4) 今後の投資に関する取り組みの内容

民間のノウハウを活用

地方公営企業における厳しい経営環境の下、経営基盤の強化や効率化に向けての取り組みが要請される中で、民間企業へ任せの方が効率的かつ効果的な業務は民間委託を検討することが求められています。

今後も引き続き効率化が可能な範囲やその効果、さらなる改善について検討し、業務の効率化を進めていきます。

施設・設備の合理化

限られた資金を効率的かつ効果的に活用するために、最適整備構想計画を策定し、管渠や施設を計画的かつ効率的に維持管理する方針を定め、順次施設整備を推進します。具体的には、最適整備構想事業に基づき、老朽化している機械設備の更新を進めつつ、効率化、省エネ化についても検討を進めます。

施設・設備・管路の長寿命化等の投資の平準化

最適整備構想事業と合わせて、検討を進めます。

2. 財政計画

(1) 令和15年度までの財政目標

【重要な財政目標】

- ・経費回収率を100%とする。
- ・企業債残高を5億円以下とする。

第2章8.(3)経費回収率の推移(P21)にも記載したとおり、令和3年度の経費回収率は、67.0%と類似団体平均値を上回っています。一般会計の負担のあり方や、使用料の水準を見直すとともに、今後も費用削減や更新投資の見直しなどを行うことで、令和15年度における経費回収率を100%とすることを目指します。

また、第2章8.(2)企業債残高の推移(P19)、(4)類似団体及び近隣団体と比較した経営状況(P21)にも記載したとおり、企業債残高は計画的な返済により徐々に減少しており、令和4年度時点で約10.1億円となっています。一定の投資は実施しつつも、企業債負担を将来へ先送りにしないように、今後も投資に対する計画的な起債と返済を実施し、令和15年度における企業債残高を5億円以下にすることを目指します。

(2) 財源確保のための取り組みの内容

使用料に関する項目

現在、本市の使用料は世帯割で設定しており、汚水処理量に応じた料金体系にはなっておらず、また、消費税の改定を伴うものを除き使用料改定を行っていない状況です。

このため、令和4年度の使用料単価は134.1円となっており、国が示している現時点における使用料の目安の単価150円を下回っており、非常に厳しい状況となっています。

なお、経費回収率においては、第2章8.(3)経費回収率の推移(P20)に記載のとおり、令和3年度には経費回収率は67.0%となっています。

また、直近の使用料算定期間(令和6年度～令和10年度の5年間)における総括原価方式における原価の内訳は、第5章2.農業集落排水事業の投資財政計画における「原価計算表」(P39)のとおりです。使用料対象経費に対する使用料の割合は0.71となっており、現状においては使用料算定期間内における総括原価を使用料で回収できない見込みです。

そのため、経費の削減、投資の見直しなどの施策を講じ経営改善を行いつつ、使用料単価の見直しについても検討を行う必要があります。

企業債・資金に関する項目

本市では他市に比べ企業債の依存度が高い（一般会計負担分を含めた場合）点が課題です。そのため、将来の世代に負担を残さないためにも、今後の投資については、企業債をできる限り抑制しながら行っていく必要があります。第4章1.（3）計画期間内に実施する投資計画に記載しているように複数パターンで投資額のシミュレーションを実施しており、その財源となる企業債についても、投資額と整合するよう複数パターンで発行可能な水準となるよう検討を行っています。また使用料、基準外繰入などその他の財源との関係も加味しながら企業債の水準を決定していきます。

資金残高については、現状の使用料水準かつ基準外繰入ありと仮定すると、令和15年度時点で約1億6千万円程度であり、今後も、企業債、基準外繰入、使用料水準の3つの財源のバランスを取りながら、資金ショートしないような経営を行う必要があります。

繰入金に関する項目

現状の使用料水準で将来推計を行ったところ、令和15年度時点まで資金残高が不足しないようにするためには、一般会計からの繰入金が毎年1億円程度必要となります。

そのうち、基準外繰入金は令和15年度まで毎年3千万円程度必要となり、基準外繰入金がなかった場合の資金不足額は令和15年度時点で約2億2千万円となります。

一方、企業債の元金償還金は減少する傾向にあり、今後は基準外繰入金も減少していくことを見込んでいます。

しかしながら、基準外繰入金を解消するには、経営戦略や投資計画などが計画どおり実施されていることを確認し、また、不測の経費については計画の見直し等により対応することが必要となります。

以上のように、定期的な計画の確認・見直しを行うことにより、基準外繰入金についても徐々にではありますが解消していくことを見込んでいます。

売却可能資産の活用

農業集落排水事業で保有している資産のうち、売却可能なものがある場合には売却を検討することにより資産の最適化を図り、売却代金を農業集落排水事業の経営に活用するとともに、将来の維持管理に係る負担を軽減するよう努めます。

3. その他の取り組みの内容

組織・人材・定員及び給与に関する項目

農業集落排水事業は、市民生活にとって重要なライフラインであり、その事業の特殊性・継続性から、いかなる状況でも適切に対応できる危機管理能力と技能を必要とします。また、令和5年度から農業集落排水事業が公営企業会計に移行し、複式簿記を導入したことで、会計事務についても専門的な知識が必要となっています。

また、近年の地震・大雨・台風災害など、より迅速に適切な判断が求められ、老朽化した施設が増えていく中、日頃の維持管理についても、幅広く高度な知識が求められており、技術・知識の正確な継承が課題のひとつになっています。この課題を解決するため、職員の技術向上を目的とした定期的な研修を実施し、高度な知識を持った人材の確保を行うことなどが必要となります。本市では他事業体等との人材交流機会の創出として、鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会が主催する研修会等に参加しています。

今後も、さらなる研修の充実を図るなど、技術や知識を正確に継承する体制を強化していきます。

住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目

住民サービスや情報提供の一環として、指定排水設備工事業者登録・変更方法の書式や添付方法を本市ホームページへ掲載するなど、様々な取り組みを行っています。また、平成26年度よりコンビニ収納を実施し、令和4年度よりアプリ決済サービスでの収納を実施しています。

今後も住民満足度の向上に向けた取り組みを検討していきます。

広域化に関する項目

鹿児島県内では、令和2年10月に県内全市町村及び関連団体と県で生活排水処理連携協議会が設立され、令和5年3月に鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画が策定されています。

計画では、本市は大隅ブロックに位置しており、ソフト面では維持管理業務の共同化、事務の共同化、人材育成・広報活動の共同化、災害時対応の共同化、ハード面では汚水の集約処理、汚泥の集約処理が示されています。

今後はソフト面で災害対応など近隣自治体との連携や人材育成、維持管理の共同化について検討を進めていく予定です。

民間のノウハウを活用、ICT化の推進

地方公営企業における厳しい経営環境の下、経営基盤の強化や効率化に向けての取り組みが要請される中、民間企業へ任せた方が効率的かつ効果的な業務は民間委託を検討することが求められています。

今後も引き続き、業務の効率化など可能な限りその効果や改善について検討していきます。

防災・安全対策に関する項目

農業集落排水事業は市民生活の維持に重要なライフラインであるため、災害時においても事業継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。本市においても、BCP（事業継続化計画）整備や広域応援体制の整備など、様々な対策を図っています。今後も引き続き、より強固な危機管理体制の確立に向けて様々な取り組みを検討していきます。

その他経営健全化や経営基盤の強化に関する項目

収納率の向上について、農業集落排水事業の経営の根幹である使用料収入の確保と負担の公平性の観点から、引き続き電話催告に努めるなど、収納率向上の対策や、口座振替の利用率向上を図っていきます。

また投資以外の経費については、経営の健全化の観点から、設備の効率化、省エネ化による経費削減に今後も取り組みます。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成

投資・財政計画シミュレーションを実施するにあたり、以下の前提条件により今後 10 年間の投資・財政計画シミュレーションを実施しました。

＜投資・財政計画シミュレーションの前提条件＞

		項 目	前提条件	
収益的収支(税抜)	収入	営業収益	使用料収入	年間使用人数(※1)×使用料単価(※2)で算定 ※1 第2章での人口の減少見込を使用 ※2 直近3年間の実績を使用
			受託工事収益	原則として「0」を計上
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
		営業外収益	補助金	分流式下水道等に要する経費を、減価償却費等を基に算定
			長期前受金戻入	過年度実績、第4章での投資計画を踏まえ算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
	支出	営業費用	職員給与費	過年度の実績を踏まえ算定
			経費	過年度の実績及び物価水準の変動を踏まえ算定
			減価償却費	過年度実績、第4章での投資計画を踏まえ算定
		営業外費用	支払利息	既存発行の企業債は、返済スケジュールをもとに算定。新規発行企業債は、第4章での投資計画を踏まえ、一定の仮定をおいて算定
その他			原則として「0」を計上	
特別損益			原則として「0」を計上	
資本的収支(税込)	収入	企業債	第4章での投資計画に基づく将来の起債計画を踏まえ算定	
		他会計補助金	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		国(都道府県)補助金	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		工事負担金	原則として「0」を計上	
		その他	原則として「0」を計上	
	支出	建設改良費	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		企業債償還金	既存発行の企業債は返済スケジュールをもとに算定。 新規発行企業債は第4章での投資計画に基づく将来の返済計画を踏まえ算定	
その他			原則として「0」を計上	

2. 農業集落排水事業の投資財政計画

投資財政計画（収益的収支）

（単位：千円，％）

区 分		令和4年度 （決算）	令和5年度 （決算見込）	令和6年度 （将来予測）	令和7年度 （将来予測）	令和8年度 （将来予測）	令和9年度 （将来予測）
取 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	67,031	67,159	67,179	66,779	66,418	66,060
	(1) 料金収入	67,031	66,547	66,567	66,167	65,806	65,448
	(2) 受託工事収益 (B)	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	612	612	612	612	612
	2. 営業外収益	165,908	186,106	170,696	171,343	170,742	170,035
	(1) 補助金	165,796	112,966	97,096	97,111	95,274	94,567
	他会計補助金	161,796	107,966	93,596	97,111	95,274	94,567
	その他補助金	4,000	5,000	3,500	-	-	-
	(2) 長期前受金戻入	-	73,124	73,431	74,063	75,299	75,299
	(3) その他	112	16	168	168	168	168
収入計 (C)	232,939	253,265	237,875	238,122	237,160	236,095	
取 益 的 支 出	1. 営業費用	43,652	227,513	223,989	224,847	227,913	228,549
	(1) 職員給与費	15,394	25,211	15,039	15,039	15,039	15,039
	基本給	8,372	11,484	8,117	8,117	8,117	8,117
	退職給付費	-	-	-	-	-	-
	その他	7,022	13,727	6,922	6,922	6,922	6,922
	(2) 経費	28,258	71,881	77,843	77,418	78,009	78,645
	動力費	14,358	15,220	14,440	14,469	14,508	14,587
	修繕費	3,740	5,475	11,671	11,787	11,905	12,024
	材料費	-	29	-	-	-	-
	その他	10,160	51,157	51,732	51,162	51,595	52,033
(3) 償却費	-	130,421	131,107	132,390	134,865	134,865	
2. 営業外費用	18,273	15,118	12,093	10,168	9,247	7,545	
(1) 支払利息	18,273	15,118	12,093	10,168	9,247	7,545	
(2) その他	-	-	-	-	-	-	
支出計 (D)	61,925	242,631	236,081	235,015	237,160	236,095	
経常損益 (C)-(D) (E)	171,014	10,634	1,793	3,107	-	-	
特別利益 (F)	-	-	-	-	-	-	
特別損失 (G)	-	2,274	-	-	-	-	
特別損益 (F)-(G) (H)	-	△ 2,274	-	-	-	-	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	171,014	8,360	1,793	3,107	-	-	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	-	8,360	10,153	13,260	13,260	13,260	
流動資産 (J)	-	101,125	101,125	101,125	101,125	101,125	
うち未収金	-	-	-	-	-	-	
流動負債 (K)	-	197,151	181,116	160,090	145,135	120,001	
うち建設改良費分	-	149,396	133,361	112,335	97,380	72,246	
うち一時借入金	-	-	-	-	-	-	
うち未払金	-	-	-	-	-	-	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	0%	0%	0%	0%	0%	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	-	-	-	-	-	-	
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	67,031	67,159	67,179	66,779	66,418	66,060	
地方財政法による資金不足の比率 ($(L) / (M) \times 100$)	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	-	-	-	-	-	-	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ($(N) / (P) \times 100$)	-	-	-	-	-	-	

※志布志市農業集落排水事業は令和5年度から地方公営企業法を適用している。

第5章 投資・財政計画

(単位：千円，%)

区 分		年 度		令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
				(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
取 益 的 取 入	1. 営業収益 (A)			65,705	65,352	65,001	64,720	64,441	64,163
	(1) 料金収入			65,093	64,740	64,389	64,108	63,829	63,551
	(2) 受託工事収益 (B)			-	-	-	-	-	-
	(3) その他			612	612	612	612	612	612
	2. 営業外収益			169,567	174,711	184,224	187,811	188,238	188,773
	(1) 補助金			94,150	97,897	104,024	106,447	106,874	107,409
	他会計補助金			94,150	97,897	104,024	106,447	106,874	107,409
	その他補助金			-	-	-	-	-	-
	(2) 長期前受金戻入			75,248	76,645	80,032	81,195	81,195	81,195
	(3) その他			168	168	168	168	168	168
	取入計 (C)			235,272	240,063	249,226	252,532	252,679	252,936
取 益 的 支 出	1. 営業費用			229,061	232,823	240,748	243,917	244,523	245,175
	(1) 職員給与費			15,039	15,039	15,039	15,039	15,039	15,039
	基本給			8,117	8,117	8,117	8,117	8,117	8,117
	退職給付費			-	-	-	-	-	-
	その他			6,922	6,922	6,922	6,922	6,922	6,922
	(2) 経費			79,207	79,815	80,429	81,110	81,715	82,368
	動力費			14,587	14,626	14,666	14,767	14,787	14,848
	修繕費			12,145	12,266	12,389	12,513	12,638	12,764
	材料費			-	-	-	-	-	-
	その他			52,476	52,923	53,374	53,830	54,291	54,756
(3) 減価償却費			134,815	137,969	145,280	147,768	147,768	147,768	
2. 営業外費用			6,211	7,239	8,478	8,615	8,156	7,761	
(1) 支払利息			6,211	7,239	8,478	8,615	8,156	7,761	
(2) その他			-	-	-	-	-	-	
	支出計 (D)			235,272	240,063	249,226	252,532	252,679	252,936
	経常損益 (C)-(D) (E)			-	-	-	-	-	-
	特別利益 (F)			-	-	-	-	-	-
	特別損失 (G)			-	-	-	-	-	-
	特別損益 (F)-(G) (H)			-	-	-	-	-	-
	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)			-	-	-	-	-	-
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			13,260	13,260	13,260	13,260	13,260	13,260
流 動 資 産 (J)				108,575	117,245	130,169	151,359	177,195	208,530
	うち未収金			-	-	-	-	-	-
流 動 負 債 (K)				112,347	103,499	93,138	88,493	82,994	81,112
	うち建設改良費分			64,592	55,743	45,383	40,737	35,238	33,357
	うち一時借入金			-	-	-	-	-	-
	うち未払金			-	-	-	-	-	-
	累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			0%	0%	0%	0%	0%	0%
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)			-	-	-	-	-	-
	営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)			65,705	65,352	65,001	64,720	64,441	64,163
	地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) × 100)			-	-	-	-	-	-
	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)			-	-	-	-	-	-
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)			-	-	-	-	-	-
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			-	-	-	-	-	-
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)			-	-	-	-	-	-

※志布志市農業集落排水事業は令和5年度から地方公営企業法を適用している。

投資財政計画（資本的収支）

（単位：千円）

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				（決算）	（決算見込）	（将来予測）	（将来予測）	（将来予測）	（将来予測）
資本的 収 入	1. 企 業 債			45,000	61,490	55,177	74,924	-	-
	うち資本費平準化債			45,000	45,000	21,100	10,200	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金			-	51,769	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金			4,051	2,080	70,621	64,833	52,769	37,813
	4. 他 会 計 負 担 金			-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金			-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金			5,760	18,432	35,870	68,130	-	-
	7. 固定資産売却代金			-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金			-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他			-	-	-	-	-	-
	計 (A)			54,811	133,771	161,667	207,887	52,769	37,813
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)			54,811	133,771	161,667	207,887	52,769	37,813
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費			10,000	32,000	71,740	136,260	-
うち職員給与費				-	-	-	-	-	-
2. 企 業 債 償 還 金				175,518	166,709	149,396	133,361	112,335	97,380
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金				-	-	-	-	-	-
4. 他 会 計 へ の 支 出 金				-	-	-	-	-	-
5. そ の 他				-	-	-	-	-	-
計 (D)			185,518	198,709	221,136	269,621	112,335	97,380	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					64,938	59,469	61,734	59,566	59,566
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金				57,927	57,675	58,328	59,566	59,566
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額				5,967	1,794	3,107	-	-
	3. 繰 越 工 事 資 金				-	-	-	-	-
	4. そ の 他				1,044	-	300	-	-
計 (F)				64,938	59,469	61,734	59,566	59,566	
補填財源不足額 (E)-(F)					-	-	-	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)					-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)				1,006,248	901,029	806,809	748,372	636,037	538,657

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				（決算）	（決算見込）	（将来予測）	（将来予測）	（将来予測）	（将来予測）
収益的収支分				161,796	107,966	93,596	97,111	95,274	94,567
	うち基準内繰入金			109,493	57,927	69,768	68,495	68,813	67,112
	うち基準外繰入金			52,303	50,039	23,828	28,616	26,461	27,455
資本的収支分				4,051	2,080	70,621	64,833	52,769	37,813
	うち基準内繰入金			4,051	2,080	2,123	2,167	340	282
	うち基準外繰入金			-	-	68,498	62,667	52,428	37,532
合 計				165,847	110,046	164,217	161,944	148,043	132,381

※志布志市農業集落排水事業は令和5年度から地方公営企業法を適用している。

第5章 投資・財政計画

(単位：千円)

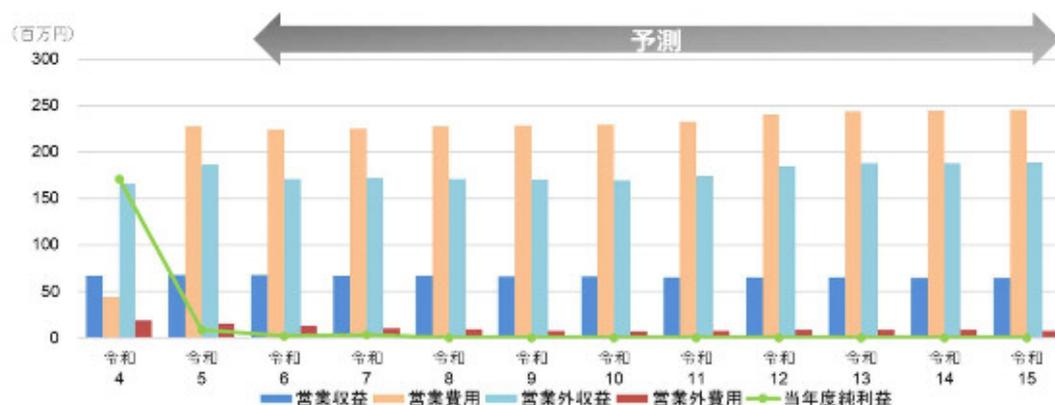
区 分		年 度		令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
				(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		96,456	100,540	38,328	-	-	-	
		うち資本費平準化債		-	-	-	-	-	-	
		2. 他 会 計 出 資 金		-	-	-	-	-	-	
		3. 他 会 計 補 助 金		12,680	3,268	-	-	-	-	
		4. 他 会 計 負 担 金		-	-	-	-	-	-	
		5. 他 会 計 借 入 金		-	-	-	-	-	-	
		6. 国（都道府県）補助金		85,698	89,326	34,053	-	-	-	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金		-	-	-	-	-	-	
		8. 工 事 負 担 金		-	-	-	-	-	-	
	9. そ の 他		-	-	-	-	-	-		
	計 (A)		194,834	193,134	72,381	-	-	-		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		-	-	-	-	-	-		
	純計 (A)-(B) (C)		194,834	193,134	72,381	-	-	-		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		182,337	190,056	72,453	-	-	-
			うち職員給与費		-	-	-	-	-	-
2. 企 業 債 償 還 金				72,246	64,592	55,743	45,383	40,737	35,238	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金				-	-	-	-	-	-	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金				-	-	-	-	-	-	
5. そ の 他				-	-	-	-	-	-	
計 (D)		254,583	254,648	128,196	45,383	40,737	35,238			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			59,749	61,513	55,816	45,383	40,737	35,238		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		52,116	52,653	52,325	45,383	40,737	35,238	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		-	-	-	-	-	-	
		3. 繰 越 工 事 資 金		-	-	-	-	-	-	
		4. そ の 他		7,633	8,860	3,491	-	-	-	
計 (F)		59,749	61,513	55,816	45,383	40,737	35,238			
補填財源不足額 (E)-(F)			-	-	-	-	-	-		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-	-		
企 業 債 残 高 (H)			562,868	598,816	581,400	536,017	495,280	460,042		

○他会計繰入金

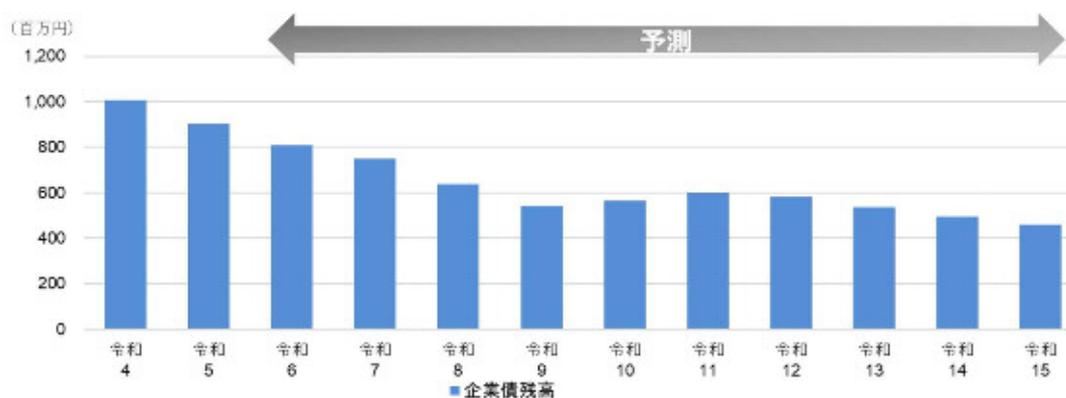
(単位：千円)

区 分		年 度		令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
				(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分			94,150	97,897	104,024	106,447	106,874	107,409
	うち基準内繰入金	うち基準内繰入金		65,777	68,563	73,726	75,188	74,729	74,334
		うち基準外繰入金		28,373	29,334	30,298	31,260	32,145	33,075
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分			12,680	3,268	-	-	-	-
	うち基準内繰入金	うち基準内繰入金		-	-	-	-	-	-
		うち基準外繰入金		12,680	3,268	-	-	-	-
合 計			106,830	101,165	104,024	106,447	106,874	107,409	

※志布志市農業集落排水事業は令和5年度から地方公営企業法を適用している。



図表 5-1 営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、当年度純利益の推移



図表 5-2 企業債残高の推移

第 5 章 投資・財政計画

原価計算表

供用開始年月日 平成 7 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 5,615人
 計算期間 自令和6年 至 令和10年
 (5 年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近 1 箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	67,031	65,816		65,816
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	165,908	96,420		96,420
合 計	232,939	162,237	0	162,237

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近 1 箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
	千円	千円	千円	千円
職 員 給 与 費	15,394	15,039		15,039
動 力 費	14,358	14,518		14,518
修 繕 費	3,740	11,906		11,906
材 料 費	0	0		0
そ の 他	10,160	51,800		51,800
減 価 償 却 費	0	58,940	58,940	0
支 払 利 息	18,273	9,053	9,053	0
そ の 他	0	0		0
合 計 (Y)	61,925	161,256	67,993	93,263

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費 (Y) + (Z)	93,263

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = \text{0.71}$$

【使用料水準の説明】

第 4 章 2. (2)財源確保のための取り組みの内容(P29)に記載のとおり、令和 4 年度において、使用料の水準は 150 円を下回っており、経費回収率も令和 3 年度において 100%を下回っています。また上記の原価計算表においても、資産維持費を含めた使用料対象経費に対する使用料の割合は 0.71 となっており、現状においては使用料算定期間内における総括原価を使用料で回収できない見込みです。

※1:投資・財政計画計上額 (A) 欄は、直近 5 か年の使用料算定期間内における平均値を記載しています。

※2:使用料算定期間は、3 年～5 年が目安とされており、本市においては令和 6 年度～令和 10 年度の 5 年間としています。

※3:資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)をいいます。

投資財政計画（収益的収支）に関する分析

営業収益については、令和15年度で64百万円となり、令和4年度（67百万円）と比較し、3百万円の減少（▲4.2%）が見込まれます。これは、人口減少に伴う使用料収入の減少が主な要因となっています。

また、営業外収益については、令和15年度で188百万円となっており、令和4年度（165百万円）と比較し、23百万円の増加（+13.8%）が見込まれます。基準内繰入金の減少により他会計補助金は令和15年度で107百万円となり、令和4年度（162百万円）と比較し、54百万円の減少（▲33.6%）となる一方、法適用に伴う複式簿記の適用により長期前受金戻入は令和15年度で81百万円となり、令和4年度（ゼロ）と比較し81百万円の増加が見込まれ、営業外収益全体として増加が見込まれています。

営業費用については、令和15年度で245百万円となり、令和4年度（43百万円）と比較し202百万円の増加（+461.7%）が見込まれます。これは、法適用に伴う複式簿記の適用により減価償却費が発生したことが主な要因となっています。

営業外費用については、令和15年度で8百万円となり、令和4年度（18百万円）と比較し10百万円の減少（▲57.5%）が見込まれます。これは、企業債残高の減少に伴い、支払利息が減少することが要因となっています。

以上より、経常利益、当年度純利益は令和15年度でゼロとなるものと見込んでいます。

投資財政計画（資本的収支）に関する分析

資本的収入については令和15年度ではゼロとなり、令和4年度（55百万円）と比較し、55百万円の減少（▲100.0%）が見込まれます。これは、投資計画において令和15年度には新規の投資を見込んでいないと見込まれるためです。

資本的支出については令和15年度で35百万円となり、令和4年度（186百万円）と比較し、150百万円の減少（▲81.0%）が見込まれます。これは、新規投資のピークが過ぎ、当面は投資額が減少することや、企業債の新規発行額の減少及び既発債の償還完了に伴う、償還額の減少が見込まれるためです。

以上より、資本的収支は令和15年度で▲35百万円となり、令和4年度（▲130百万円）と比較し、95百万円の増加（+73.0%）が見込まれます。なお、資本的収支のマイナスは、損益勘定留保資金などにより補てんされます。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等

1. 経営戦略目標

経営戦略推進のため、各指標における目標値を設定しました。この指標はあくまでも目標値のため、第5章に記載した投資・財政計画シミュレーションとは一部整合していません。

(1) 経営・財務面の指標

指標	意味	令和 3年度 (実績)	令和 10年度 (目標)	令和 15年度 (目標)	算式
企業債残高対事業規模比率	経営の健全性	14.7%	0.0%	0.0%	企業債残高（一般会計負担分を除く）÷営業収益（受託工事収益及び雨水処理負担金を除く）
経費回収率	経営の効率性	67.0%	85.0%	100.0%	使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)

※実績値については法非適用である令和3年度の数値を記載しています。

(2) 事業・施設面の指標

指標	意味	令和 4年度 (実績)	令和 10年度 (目標)	令和 15年度 (目標)	算式
最適整備構想の進捗率	老朽化の状況	16.4%	36.6%	58.5%	更新設備金額÷最適整備構想での予定投資金額

2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度、目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度、経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させるPDCAサイクル（計画策定「Plan」-実施「Do」-検証「Check」-見直し「Action」）を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を市民のみなさまへ公表します。



図表 6-1 PDCA サイクルのイメージ

第7章 用語集

用語集	説明
あ	
雨水公費・污水私費の原則	原則として、雨水処理費は自然現象が原因であり、雨水処理によってまちが浸水から守られるという便益は、一般市民全体に及ぶことから税金（公費）で負担するもので、污水処理に要する経費は、特定の使用者が便益を受けることから下水道使用料で賄うべきであるという考え方。
污水処理原価	污水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 mあたり、どれくらいの経費が污水処理費用に要するかを示す指標で、低い方がよい。 (算式) 污水処理費用（公費負担分を除く）÷有収水量
か	
管渠老朽化率	下水道布設延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを示す指標。管渠の老朽化度合を表したものの。 (算式) 法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長
管路	管渠、マンホール及び公共柵を含むもの。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	使用料収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを示す指標。 (算式) 企業債残高（一般会計負担分を除く）÷営業収益（受託工事収益及び雨水処理負担金を除く）
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見るときは「繰出金」と呼ぶ。
繰入金対使用料割合	使用料に対する繰入金の依存度を示す指標。 (算式) 繰入金（3条他会計補助金、4条他会計出資金、他会計補助金）÷使用料×100
経常収支比率	使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標で、高い方がよい。 (算式) 経常収益÷経常費用
経費回収率	污水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。污水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式) 使用料収入÷污水処理費用（公費負担分を除く）
さ	
資産維持費	将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）をいう。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。

収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
使用料単価	使用料収入を有収水量で除したもの。有収水量1m ³ 当たりの使用料単価を示す指標。 (算式) 使用料収入÷有収水量
水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。
水洗化率	下水道が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを示す指標。 (算式) 水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口
た	
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。
は	
分流式下水道	汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと。
普及率	行政区内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを示す指標。
や	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
有収率	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量がどれくらいあるのかを示す指標。 (算式) 年間有収水量÷年間汚水処理水量
B	
BCP	Business Continuity Planの略称で、災害等の緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑え、事業を復旧・継続させるための対策や方法をまとめた計画。